



ひとり親家庭の現状と支援施策について

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
令和2年11月

母子家庭・父子家庭の現状

	母子世帯	父子世帯
1 世帯数〔推計値〕	1 2 3. 2 万世帯 (1 2 3. 8 万世帯)	1 8. 7 万世帯 (2 2. 3 万世帯)
2 ひとり親世帯になった理由	離婚 7 9. 5 % (8 0. 8 %) 死別 8. 0 % (7. 5 %) 未婚 8. 7 % (7. 8 %)	離婚 7 5. 6 % (7 4. 3 %) 死別 1 9. 0 % (1 6. 8 %) 未婚 0. 5 % (1. 2 %)
3 就業状況	8 1. 8 % (8 0. 6 %)	8 5. 4 % (9 1. 3 %)
就業者のうち 正規の職員・従業員	4 4. 2 % (3 9. 4 %)	6 8. 2 % (6 7. 2 %)
うち 自営業	3. 4 % (2. 6 %)	1 8. 2 % (1 5. 6 %)
うち パート・アルバイト等	4 3. 8 % (4 7. 4 %)	6. 4 % (8. 0 %)
4 平均年間収入 〔母又は父自身の収入〕	2 4 3 万円 (2 2 3 万円)	4 2 0 万円 (3 8 0 万円)
5 平均年間就労収入 〔母又は父自身の就労収入〕	2 0 0 万円 (1 8 1 万円)	3 9 8 万円 (3 6 0 万円)
6 平均年間収入 〔同居親族を含む世帯全員の収入〕	3 4 8 万円 (2 9 1 万円)	5 7 3 万円 (4 5 5 万円)

※ () 内の値は、前回(平成23年度)調査結果を表している。

※「平均年間収入」及び「平均年間就労収入」は、平成27年の1年間の収入。

※ 集計結果の構成割合については、原則として、「不詳」となる回答（無記入や誤記入等）がある場合は、分母となる総数に不詳数を含めて算出した値（比率）を表している。

母子家庭の現状（所得状況）

- 母子世帯の総所得は年間306. 0万円。「児童のいる世帯」の41%に留まる。（2019年国民生活基礎調査）
 - その大きな要因は「稼働所得」が少ないこと。稼働所得は「児童のいる世帯」の34%に留まる。
- （参考）「子どもがいる現役世帯」（世帯主が18歳以上65歳未満で子どもがいる世帯）のうち、「大人が一人」の世帯員の貧困率は48. 1%と、依然として高い水準となっている。

所得の種類別 1 世帯当たり平均所得金額及び構成割合

	総所得	稼働所得	公的年金・ 恩給	財産所得	年金以外の 社会保障 給付金	仕送り・ 企業年金・ 個人年金・ その他の所得
	1 世帯当たり平均所得金額（単位：万円）					
全世帯	552. 3	410. 3	105. 5	15. 8	6. 2	14. 5
児童のいる世帯	41% (745. 9	34% (686. 8	25. 6	8. 1	18. 5	6. 9
母子世帯	306. 0	231. 1	10. 4	17. 6	37. 3	9. 6
	1 世帯当たり平均所得金額の構成割合（単位：％）					
全世帯	100. 0	74. 3	19. 1	2. 9	1. 1	2. 6
児童のいる世帯	100. 0	92. 1	3. 4	1. 1	2. 5	0. 9
母子世帯	100. 0	75. 5	3. 4	5. 8	12. 2	3. 2

（出典）2019年年国民生活基礎調査（2018年の所得状況）

※上記の表における母子世帯は、死別・離別・その他の理由（未婚の場合を含む。）で、現に配偶者のいない65 歳未満の女（配偶者が長期間生死不明の場合を含む。）と20 歳未満のその子（養子を含む。）のみで構成している世帯をいう。

ひとり親家庭等の自立支援策の体系

■ ひとり親家庭等に対する支援として、**4本柱**により施策を推進。多様なニーズに対応。

子育て・生活支援

- **母子・父子自立支援員**による相談支援
- ヘルパー派遣、保育所等の優先入所
- 子どもの生活・学習支援事業等による子どもへの支援
- 母子生活支援施設の機能拡充 など

就業支援

- **母子・父子自立支援プログラムの策定**や**ハローワーク等との連携**による就業支援の推進
- 母子家庭等就業・自立支援センター事業の推進
- 能力開発等のための給付金の支給 など

養育費確保支援

- 養育費・面会交流相談支援センター事業の推進
- 母子家庭等就業・自立支援センター等における養育費相談の推進
- 「養育費の手引き」やリーフレットの配布 など

経済的支援

- 児童扶養手当の支給
- 母子父子寡婦福祉資金の貸付
※就職のための技能習得や児童の修学など12種類の福祉資金を貸付 など

【近年の主なひとり親支援施策の拡充内容】

- 平成26年の「母子及び父子並びに寡婦福祉法」及び「児童扶養手当法」の改正(※)により、支援体制の充実、就業支援施策及び子育て・生活支援施策の強化、施策の周知の強化、父子家庭への支援の拡大、児童扶養手当と公的年金等との併給制限の見直しを実施。
- 平成27年に「すくすくサポート・プロジェクト」(ひとり親家庭・多子世帯等自立支援プロジェクト)を決定。自治体の窓口のワンストップ化、生活・学習支援事業の創設等を実施。
- 平成28年の児童扶養手当法の改正により、第2子、第3子以降加算額の最大倍増を実施。
- 平成30年の児童扶養手当法の改正により、支払回数を年3回から年6回への見直しを実施。
- 令和2年の児童扶養手当法の改正により、児童扶養手当と障害年金の併給調整の見直しを実施。

【課題】

- 支援施策は多分野にわたり、かつ、相互に関連
- ➡ 個々のひとり親家庭のニーズに応じた複雑な組み合わせが必要

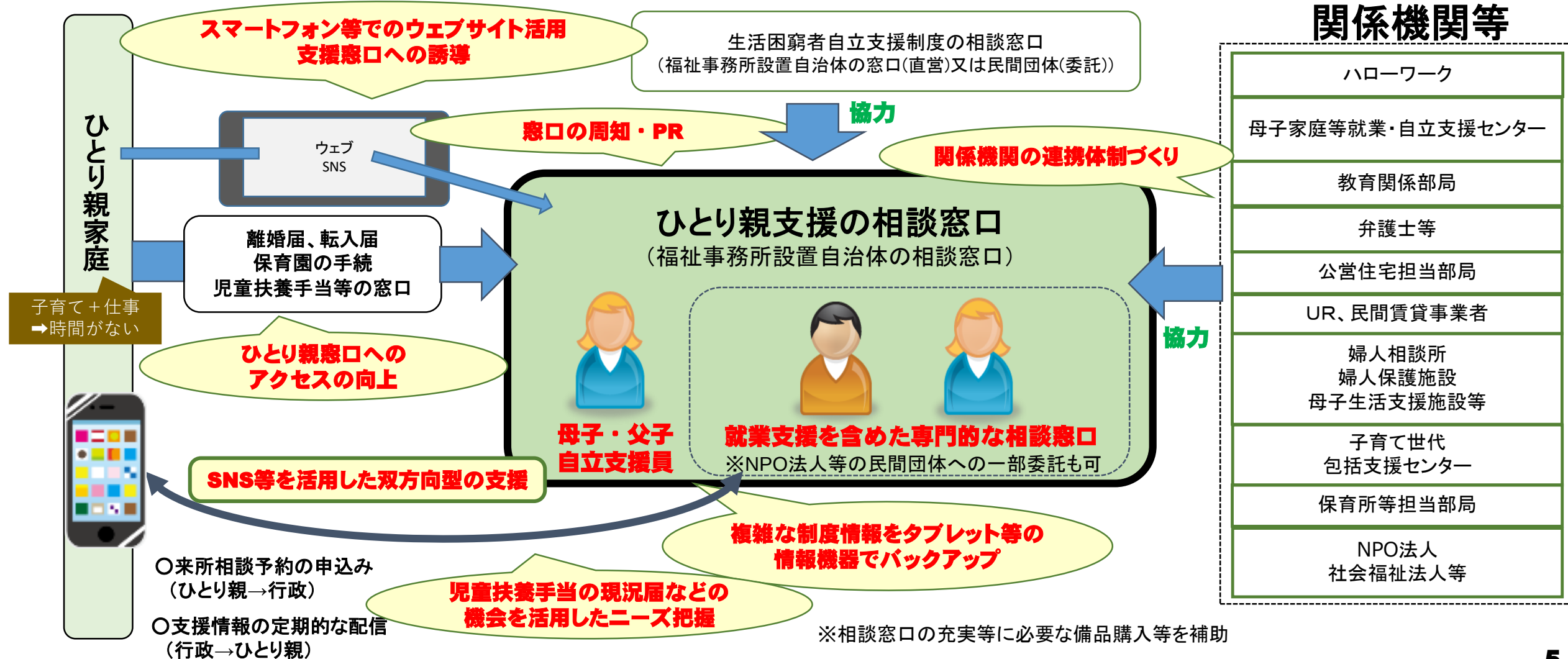
■ **ひとり親家庭の多様なニーズをワンストップでキャッチし、必要な支援に「つなぐ」機能が必要**

➡ **ワンストップの相談支援体制の更なる強化**

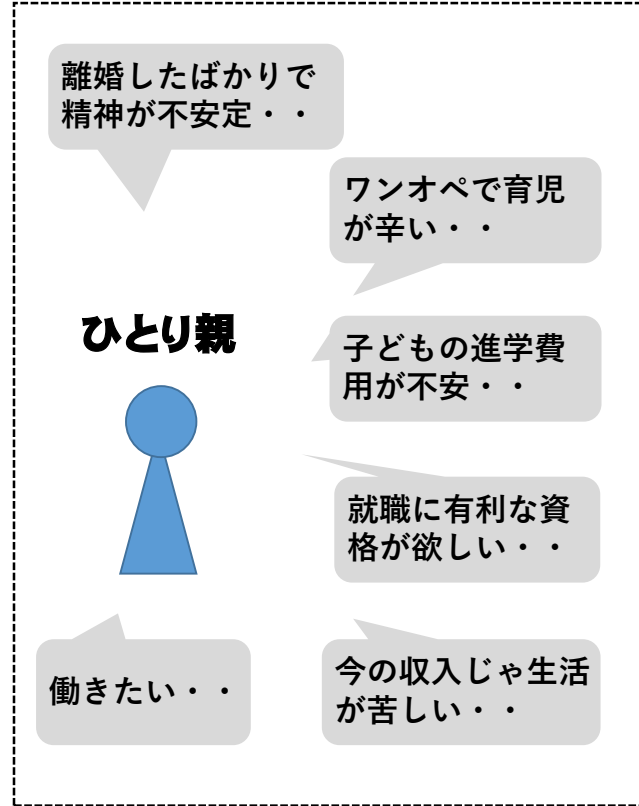
「母子・父子自立支援員」、「母子・父子自立支援プログラム」の効果的な活用が重要

自治体の窓口のワンストップ化の推進

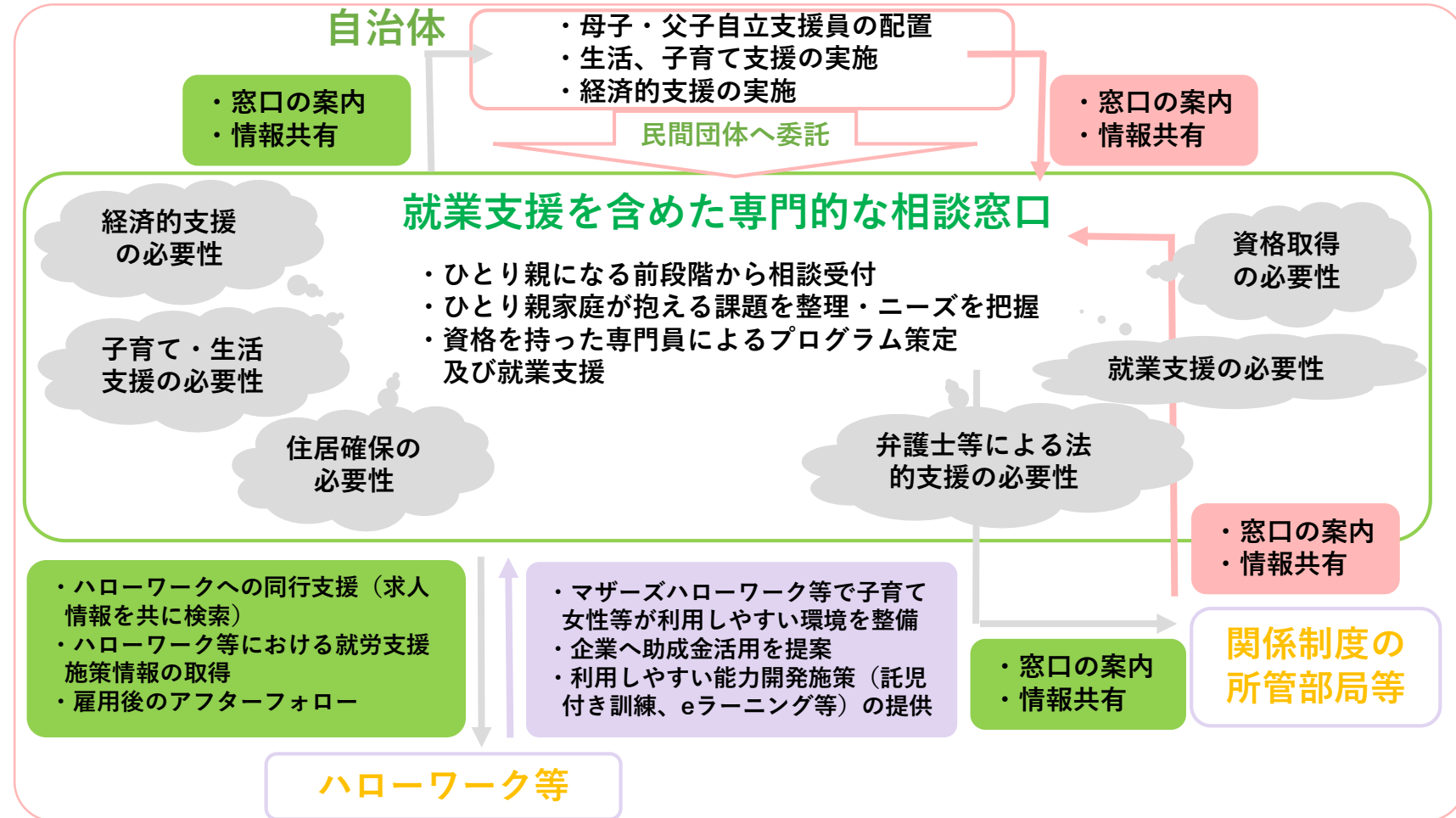
支援を必要とするひとり親が行政の相談窓口で確実につながるよう、分かりやすい情報提供や相談窓口への誘導の強化を行いつつ、ひとり親家庭の相談窓口において、実情を踏まえた、**ワンストップで寄り添い型支援**を行うことができる体制を整備



自治体におけるひとり親家庭への支援（理想とするイメージ）



相談



支援のポイント

- **専門的な相談窓口が継続して支援**を行い、**ひとり親との信頼関係を構築**。
- ひとり親家庭が抱える課題を整理し、**ニーズをワンストップで正確に把握**。**ひとりひとりに合った的確な支援**に繋ぐ。

○母子・父子自立支援プログラム策定事業の実績（平成30年度）

都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
41か所（87.2%）	20か所（100%）	46か所（85.2%）	475か所（60.6%）	582か所（64.3%）
プログラム策定件数	就業実績（延べ数）			
	総数	うち常勤	うち非常勤・パート	うち自営業・その他
6,195件	3,500件	1,554件	1,760件	186件

官民の連携 ― ひとり親家庭の子どもの生活・学習支援

目的・事業内容

- ひとり親家庭の子どもが抱える特有の課題に対応し、貧困の連鎖を防止する観点から、放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭の子どもに対し、①基本的な生活習慣の習得支援や生活指導、②学習習慣の定着等の学習支援、③食事の提供等を行うことにより、ひとり親家庭の子どもの生活の向上を図る。NPO法人等の民間との協働。空き家等の既存の地域資源の活用。

(実施例) 北九州市 ひとり親家庭等生活向上事業 (子どもの生活・学習支援事業)

学習支援と食の提供を一体化させた「子ども食堂」を開設。モデルケースとして成果を広げ、市全域での普及を目指す。

- ・ 平成28年9月から民間事業所に委託し、学習支援や生活指導、食事の提供（調理実習を含む）を一体化させた子ども食堂を、市内2か所に設置。
- ・ 実施場所は、既存の市民センターを活用。
- ・ 支援対象は、ひとり親家庭の子どもおよび両親が共働き家庭の子どもで、保護者の帰宅が遅いなどニーズのある家庭の子ども。
- ・ 運営面では、衛生管理に特に注意を払っており、毎回、管理栄養士の資格を有する市の職員が訪問し、つきっきりで指導を行っているほか、保健所や教育委員会のサポートを得ながら実施。



(平成29年3月 ひとり親家庭支援策の実態に関する調査研究事業 報告書より)

○子どもの生活・学習支援事業の実績 (平成28年度～、延べ利用人数)

平成28年度
148,425人

平成29年度
232,600人

平成30年度
258,703人

【今後の改善に向けた課題】

■多様な支援主体が連携するプラットフォームづくり

○ひとり親家庭のニーズを踏まえた関係機関が連携した支援ができているか。

- 就業支援を含めた専門的な相談窓口の設置、ハローワークなど職業紹介機関との連携、マザーズハローワークや託児付き訓練、eラーニングなどのひとり親家庭が利用しやすい就労支援施策・能力開発施策へ繋がっているかなど

➡ 全国の自治体等を通じた実態把握を順次実施していく必要

■相談の「質」の向上・連携の質の向上

○相談において、ひとりひとりの支援ニーズに合った的確な支援に繋がっていくことができているか。

- 母子・父子自立支援員等の資質向上、ICTツールを活用した複雑な制度情報のわかりやすい提供など

■個別の支援メニューの課題

○ひとり親家庭の支援ニーズに沿ったメニューを提供できているか。

- 就業支援のプログラムの見直し

➡ ハローワーク等による支援と役割分担しつつ、より効果的な支援システムを検討していく必要

- 住宅支援の重要性

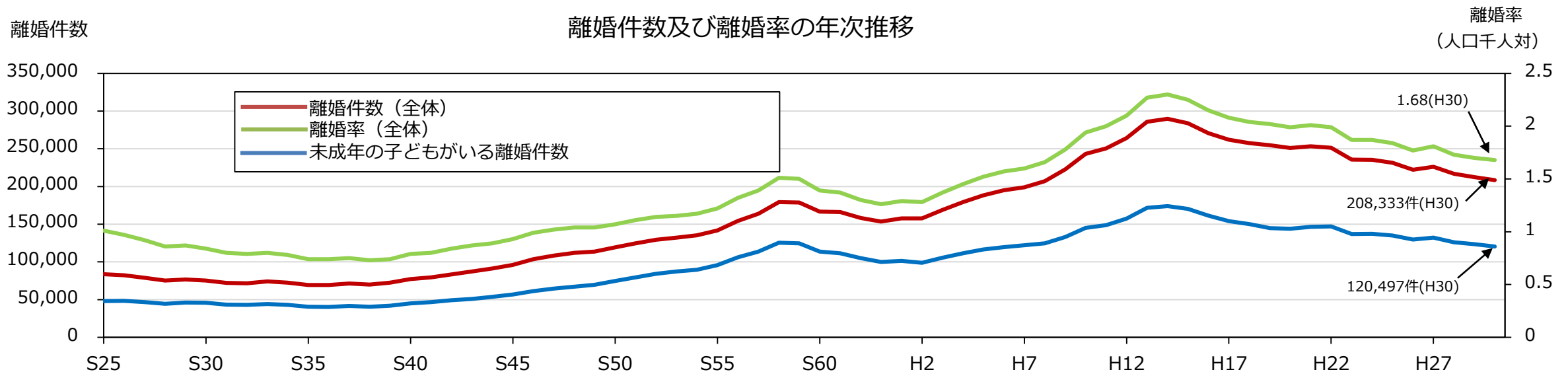
➡ 通勤・子どもの通学などニーズを踏まえた、公営住宅だけでは対応しにくい住宅ニーズへの対応を検討していく必要

■関係機関や官民の連携による効果的な支援体制の確立

参考資料

母子家庭と父子家庭の現状

- 母子のみにより構成される母子世帯数は約75万世帯、父子のみにより構成される父子世帯数は約8万世帯（平成27年国勢調査）
- 母子以外の同居者がいる世帯を含めた全体の母子世帯数は約123万世帯、父子世帯数は約19万世帯（平成28年度全国ひとり親世帯等調査による推計）
- 児童扶養手当受給者数は94.1（概数値）万人（平成30年度末時点、福祉行政報告例）
- 母子世帯になった理由は、離婚が79.5%と最も多く、次いで未婚の母8.7%、死別8.0%となっている。
父子世帯になった理由は、離婚が75.6%と最も多く、次いで死別が19.0%となっている。
※昭和58年では母子世帯で離婚約5割、死別約4割、父子世帯で離婚約5割、死別約4割
- 離婚件数は約20万8千件（平成30年人口動態統計（確定数））
従来、増加傾向にあったが、平成15年から概ね減少傾向。
うち、未成年の子どもがいる離婚件数は約12万件で、全体の57.8%となっている。
- 離婚率（人口千対）は1.68（平成30年人口動態統計（確定数））。韓国2.1（2017年）、アメリカ2.9（2017年）、フランス1.9（2016年）、ドイツ1.9（2017年）、スウェーデン2.4（2017年）、イギリス1.8（2016年）より低く、イタリア1.5（2017年）よりは高い水準（OECD Family database）。



【就労の状況】（平成28年度全国ひとり親世帯等調査）

○母子家庭の81.8%、父子家庭の85.4%が就労

（海外のひとり親家庭の就業率）

アメリカ（69.9%）、イギリス（59.2%）、フランス（65.9%）、イタリア（64.8%）、
オランダ（61.5%）、ドイツ（68.0%）、OECD平均（65.7%）

（出典）OECD Family databaseより（2014年の数値）

○就労母子家庭のうち、「正規の職員・従業員」は44.2%、「パート・アルバイト等」は43.8%

就労父子家庭のうち、「正規の職員・従業員」は68.2%、「パート・アルバイト等」は6.4%

【収入の状況】（平成28年度全国ひとり親世帯等調査）

○母子家庭の母自身の平均年収は243万円（うち就労収入は200万円）

父子家庭の父自身の平均年収は420万円（うち就労収入は398万円）

○生活保護を受給している母子世帯及び父子世帯はともに約1割

【ひとり親世帯（※）の貧困率】※大人が一人で子どもがいる現役世帯（2019年年国民生活基礎調査）

○子どもがいる現役世帯（世帯主が18歳以上65歳未満）の世帯員の相対的貧困率は48.1%（※旧基準）

（海外のひとり親世帯（※）の相対的貧困率）

アメリカ（46.3%）、イギリス（23.2%）、フランス（25.9%）、イタリア（37.0%）、
オランダ（29.5%）、ドイツ（29.6%）、OECD平均（32.5%）

（出典）OECD Family database “Child poverty” 2020年7月1日閲覧

※ 貧困率は、算定の基礎となる所得に、保育の拡充など現物で支給される支援策が反映されない点や、統計の取り方の違いによりその水準が大きく変わる点に留意が必要

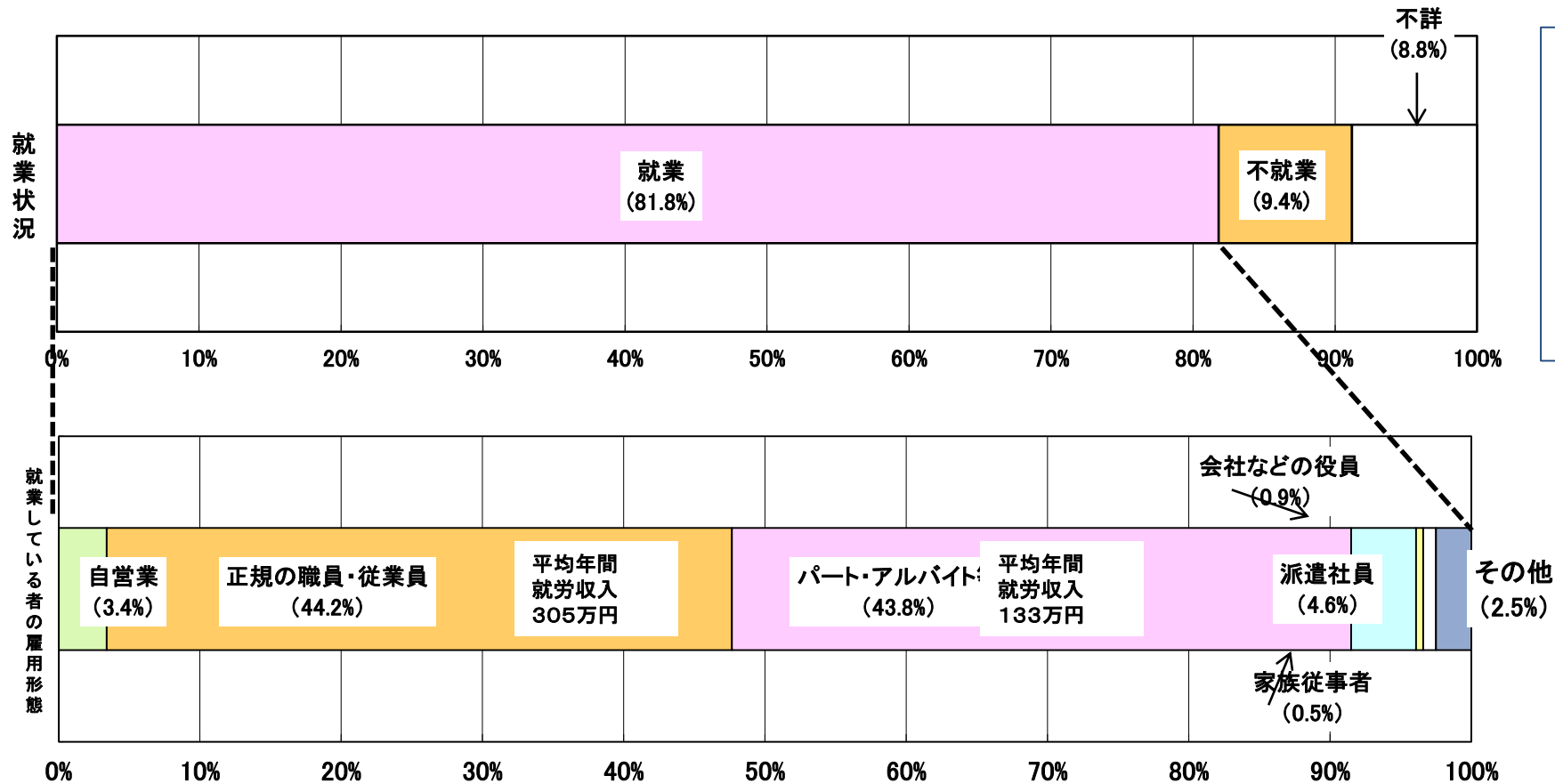
【養育費と面会交流の状況】（平成28年度全国ひとり親世帯等調査）

（離婚母子家庭）（離婚父子家庭）

・養育費の取り決めをしている	： 42.9%	20.8%
・養育費を現在も受給している	： 24.3%	3.2%
・面会交流の取り決めをしている	： 24.1%	27.3%
・面会交流を現在も行っている	： 29.8%	45.5%

母子家庭の就業状況

- 母子家庭の81.8%が就業。「正規の職員・従業員」が44.2%、「パート・アルバイト等」が43.8%（「派遣社員」を含むと48.4%）と、一般の女性労働者と同様に非正規の割合が高い。
- より収入の高い就業を可能にするための支援が必要。



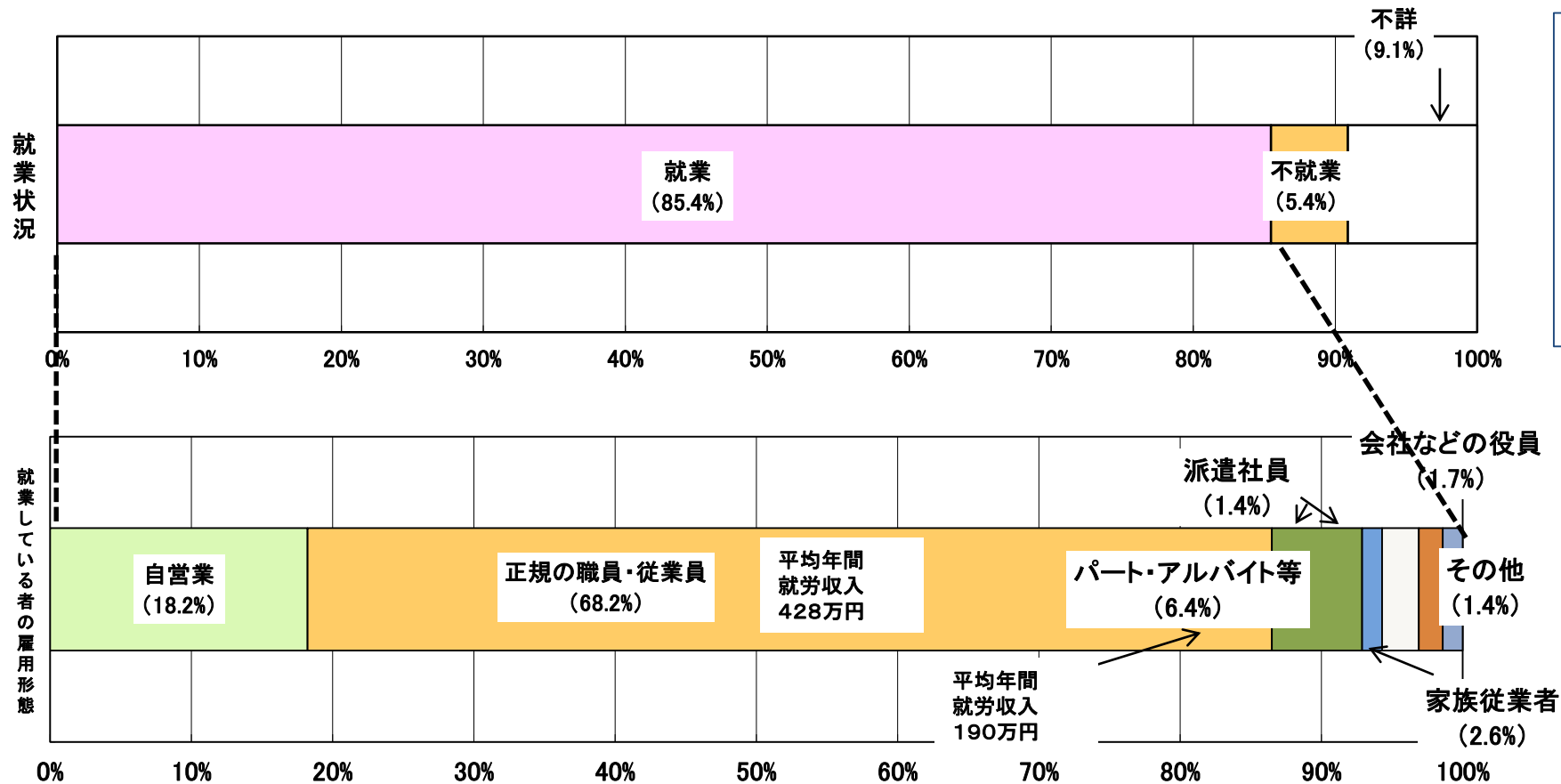
(参考)
非正規の職員・従業員の割合
男女計 34.4%
男 17.8%
女 54.1%
※非正規は、パート・アルバイト、派遣社員、契約社員・嘱託など

(出典)
労働力調査(基本集計)平成28年度平均

(出典)平成28年度全国ひとり親世帯等調査

父子家庭の就業状況

- 父子家庭の85.4%が就業。「正規の職員・従業員」が68.2%、「自営業」が18.2%、「パート・アルバイト等」が6.4%。
- 父子家庭の父の中にも就業が不安定な者がおり、そのような者への就業の支援が必要。



(参考)

非正規の職員・従業員の割合

男女計 34.4%

男 17.8%

女 54.1%

※非正規は、パート・アルバイト、派遣社員、契約社員・嘱託など

(出典)

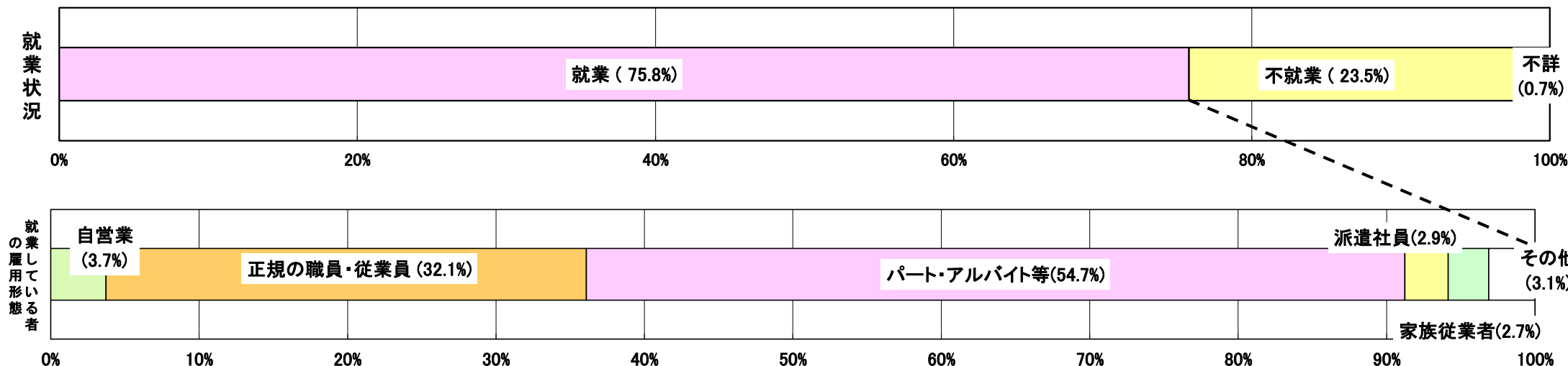
労働力調査(基本集計)平成28年度平均

(出典)平成28年度全国ひとり親世帯等調査

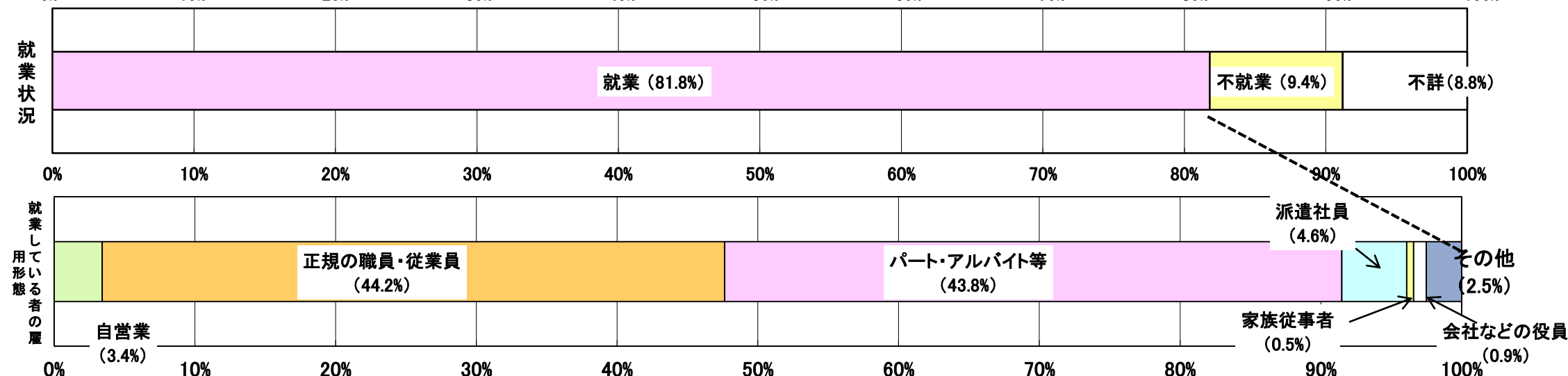
母子家庭になる前後の就業状況・雇用形態

- 母子家庭になる前の不就業は23.5%、現在では9.4%であり、14.1ポイント減。
- 母子家庭になる前の正規は32.1%、現在では44.2%であり、12.1ポイント増。
- 母子家庭になる前の非正規は57.6%、現在では48.4%であり、9.2ポイント減。

母子家庭になる前



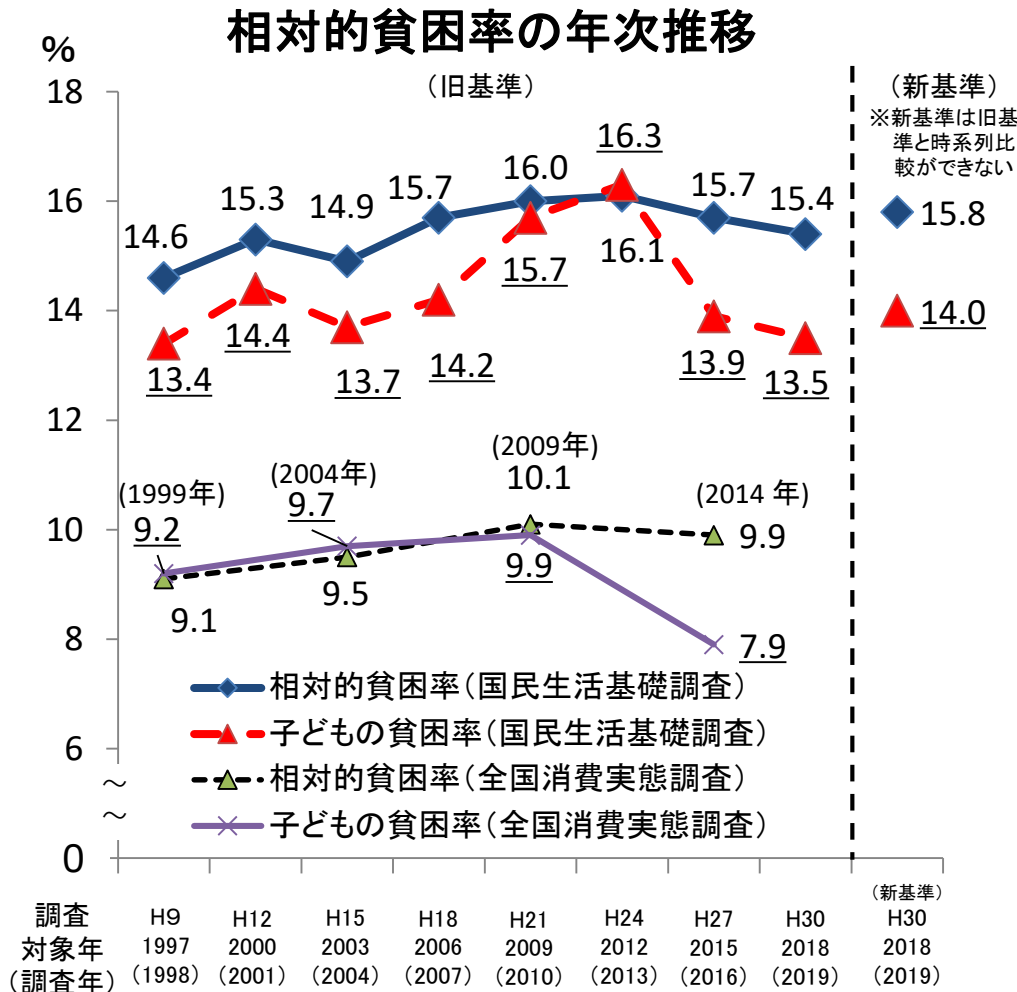
現在



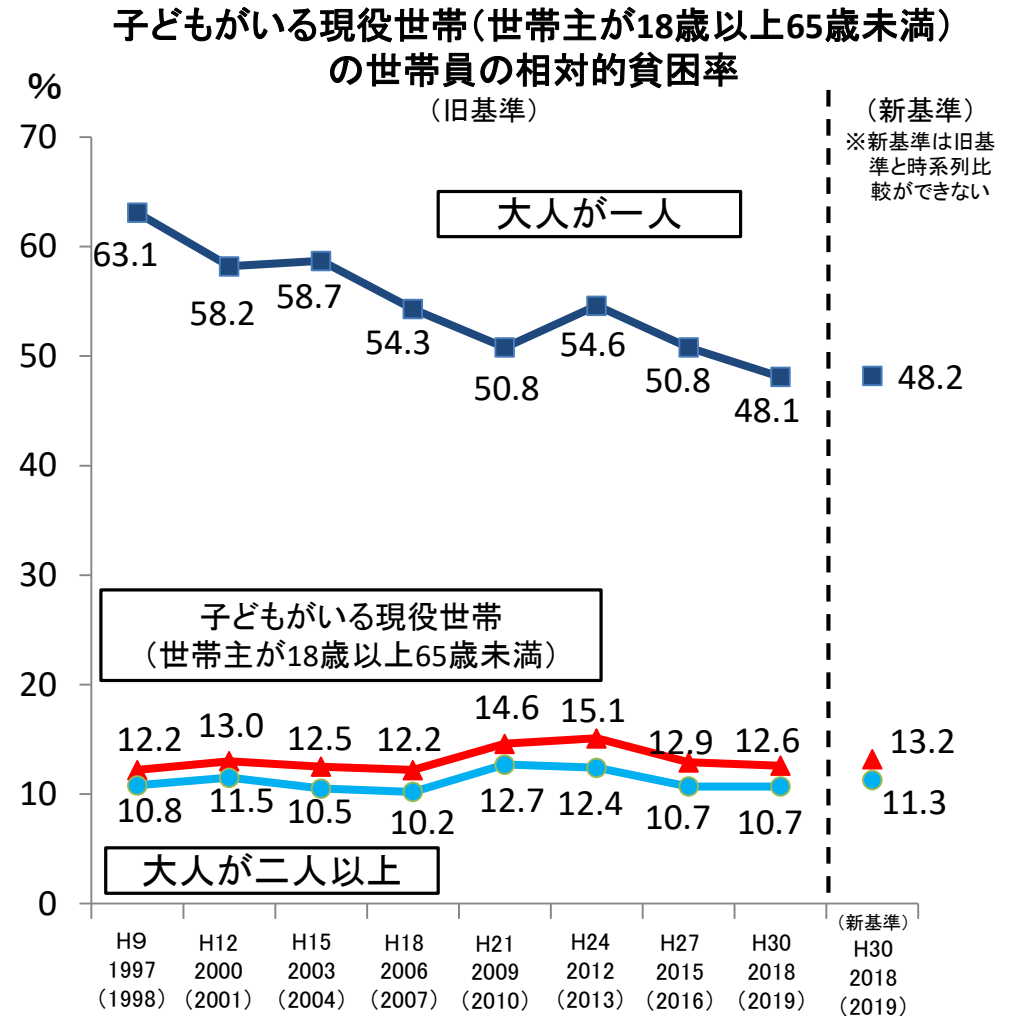
(出典) 平成28年度全国ひとり親世帯等調査

相対的貧困率の推移について

- 最新(2019年国民生活基礎調査)の相対的貧困率は、全体で15.4%、子どもで13.5%(旧基準)
- 一方、大人が一人の「子どもがいる現役世帯」で48.1%(旧基準)



資料:厚生労働省「国民生活基礎調査」、総務省「全国消費実態調査」



資料:厚生労働省「国民生活基礎調査」

※ 2018年の「新基準」は、2015年に改定されたOECDの所得定義の新たな基準で、従来の可処分所得から更に「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」、「企業年金・個人年金等の掛金」及び「仕送り額」を差し引いたものである。

母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針の全体像

1. 方針のねらい

母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に基づき、特別措置法等の趣旨、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の実態等を踏まえつつ、母子家庭等施策の展開の在り方について、国民一般に広く示すとともに、都道府県、市(特別区を含む。)及び福祉事務所を設置する町村において自立促進計画を策定する際の指針を示すこと等により、母子家庭等施策が総合的かつ計画的に展開され、個々の母子家庭等に対して効果的に機能することを目指すものである。

2. 方針の対象期間 令和2年度から令和6年度までの5年間

第1 母子家庭等及び寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項

- 離婚件数の推移等
- 世帯数の推移等
 - 世帯数
 - 生別、死別の割合
 - 寡婦の数等
 - 児童扶養手当受給者数
- 年齢階級別状況
- 住居の状況
 - 持ち家率、借家、公営住宅等の割合
- 就業状況
 - 正規の職員・従業員、パート・アルバイト等の割合
- 収入状況
 - 平均年間収入、平均年間就労収入
- 学歴の状況
- 相対的貧困率
- 養育費の取得状況
- 面会交流の実施状況
- 子どもの状況等
 - 子どもの数、就学状況別
- その他
 - 公的制度等の利用状況
 - 子どもについての悩み
 - 困っていること
 - 相談相手について
- まとめ

第2 母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項

- 今後実施する母子家庭等及び寡婦施策の基本的な方向性
 - 国、都道府県及び市町村の役割分担と連携
 - 関係機関相互の協力
 - 相談機能の強化
 - 子育て・生活支援の強化
 - 就業支援の強化
 - 養育費の確保及び面会交流に関する取決めの促進
 - 福祉と雇用の連携
 - 子どもの貧困対策
- 実施する各施策の基本目標
 - 子育てや生活の支援策
 - 就業支援策
 - 養育費の確保及び面会交流に関する取決めの促進
 - 経済的支援策
 - その他(職員の人材確保・専門性向上等)
- 母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のために講ずべき具体的な措置に関する事項
 - 国等が講ずべき措置
 - 都道府県、市町村等が講ずべき措置に対する支援
 - 就業の支援に関する施策の実施の状況の公表
 - 基本方針の評価と見直し
 - 関係者等からの意見聴取
 - その他(関係団体との連携等)

第3 都道府県等が策定する自立促進計画の指針となるべき基本的な事項

- 手続きについての指針
 - 自立促進計画の期間
 - 他の計画との関係
 - 自立促進計画策定前の手続
 - 調査・問題点の把握
 - 基本目標
 - 合議制機関からの意見聴取
 - 関係者等からの意見聴取
 - 自立促進計画の評価と次期自立促進計画の策定
 - 評価
 - 施策評価結果の公表
 - 次の自立促進計画の策定
- 自立促進計画に盛り込むべき施策についての指針
 - 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項
 - 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項
 - 福祉サービスの提供、職業能力の向上の支援その他母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の生活の安定と向上のために講ずべき具体的な措置に関する事項
 - 厚生労働大臣が提示した施策メニュー
 - 都道府県等及び市等独自の施策メニュー

ひとり親家庭等への支援施策の動き

平成27年10月 基本方針の見直し

- ・①子育て・生活支援策、②就業支援策、③養育費の確保策、④経済的支援策の総合的支援を実施。
- ・専門委員会で示された課題、H26法改正事項、子どもの貧困対策に関する状況等を踏まえ以下の新たな事項を追加。
 - ①相談支援体制の整備（ワンストップ相談窓口の設置推進、母子・父子自立支援員等の研修の実施）
 - ②学習支援の推進 ③親の学び直しの支援 ④在宅就業の推進 ⑤養育費の確保及び面会交流の支援の強化 ⑥広報啓発の実施等

平成27年12月 すくすくサポート・プロジェクト（ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト） 子どもの貧困対策会議決定

【支援施策の拡充】平成28年度

- ・ワンストップ化の推進（現況届時の集中相談体制の整備等）
- ・自立支援教育訓練給付金の充実（訓練費用の2割→6割）
- ・高等職業訓練促進給付金の充実（支給期間の延長（2年→3年）等）
- ・子どもの生活・学習支援事業の創設
- ・養育費等支援事業の充実（弁護士による相談事業の実施）
- ・母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付利率の見直し

平成28年8月 改正児童扶養手当法施行
（第2子以降の加算額の倍増）

平成28年11月 全国ひとり親世帯等調査（平成29年12月公表）

平成30年9月 改正児童扶養手当法施行
（令和元年11月から支払回数を年3回から年6回に拡大）

【支援施策の拡充】

- 平成29年度・自立支援教育訓練給付金の充実
- 平成30年度・高等職業訓練促進給付金の拡充
- ・母子父子寡婦福祉資金貸付金の拡充
- ・未婚のひとり親家庭に対する寡婦（夫）控除のみなし適用の実施
- ・児童扶養手当の全部支給所得制限限度額の引き上げ

【支援施策の拡充】令和元年度

- ・ひとり親家庭等生活向上事業の拡充（地域の民間団体の活用等によるひとり親家庭等の継続的な見守り支援等の実施）
- ・自立支援教育訓練給付金の拡充（専門資格の取得を目的とする講座を追加）
- ・高等職業訓練給付金の拡充（支給期間の延長（3年→4年）、最終年における給付金の増額）
- ・離婚前後親支援モデル事業の創設
- ・未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給（令和2年1月支給）

【支援施策の拡充】令和2年度

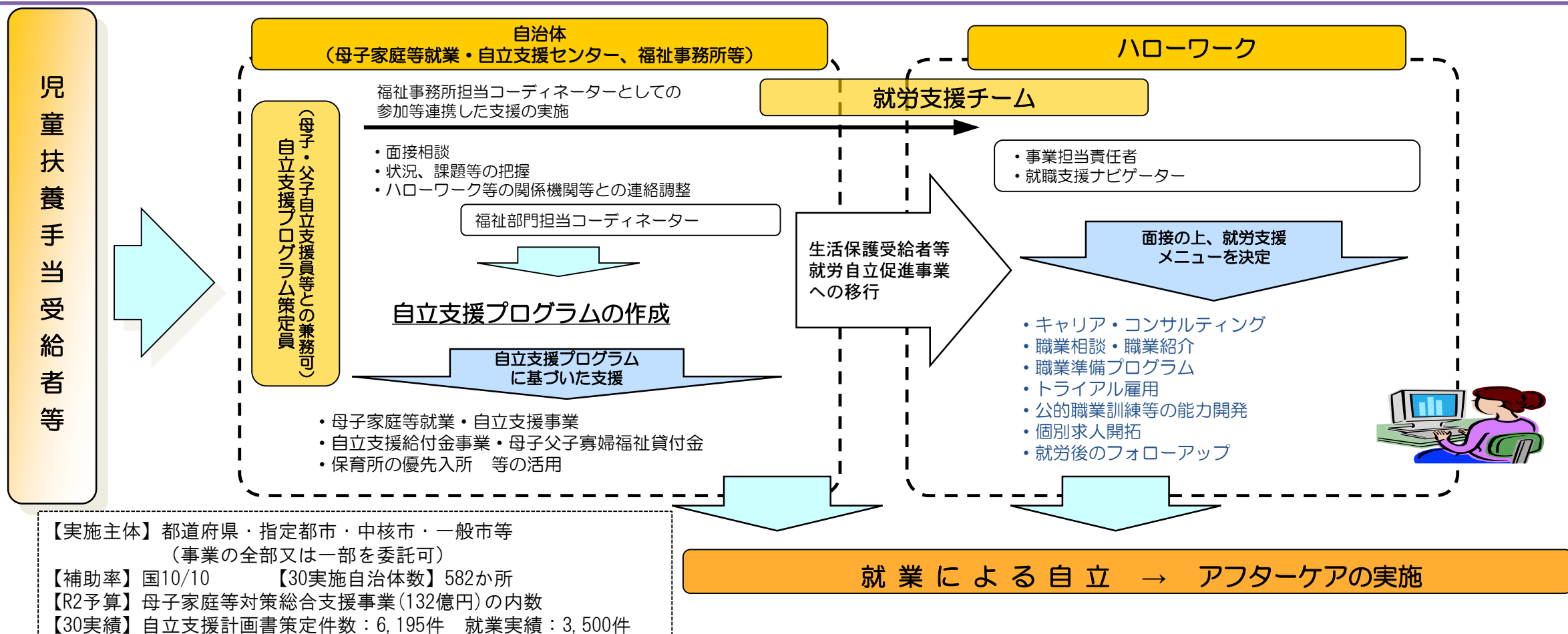
- ・母子・父子自立支援員等の専門性の向上を図るための研修受講の促進等（研修受講費や受講中の代替職員の経費等を補助を実施）
- ・ひとり親家庭日常生活支援事業の拡充（補助単価の引き上げ、定期利用の対象を小学生まで拡大）
- ・ひとり親家庭等生活向上事業の拡充（母子生活支援施設を活用し、短期間の施設利用による子育て指導・助言、相談等を実施）
- ・ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の拡充（受講終了時の支給割合の見直し）
- ・離婚前後親支援モデル事業の拡充（親支援講座に加え地方自治体の実施する養育費履行確保等に資する先駆的な事業への補助を実施）
- ・母子父子寡婦福祉資金貸付金の拡充（ひとり親家庭の子どもが大学等に就学しやすい環境を整えるため、就学支度資金や修学資金に受験料や修学期間中の生活費等を加える。）

母子・父子自立支援プログラム策定事業

事業内容

※平成17年度から実施

- 福祉事務所等に自立支援プログラム策定員を配置し、児童扶養手当受給者等に対し、①個別に面接を実施し、②本人の生活状況、就業への意欲、資格取得への取組等について状況把握を行い、③個々のケースに応じた支援メニューを組み合わせた自立支援プログラムを策定し、④プログラムに沿った支援状況をフォローするとともに、⑤プログラム策定により自立した後も、生活状況や再支援の必要性を確認するためアフターケアを実施し、自立した状況を継続できるよう支援を行う。
- また、母子・父子自立支援プログラムと連携して就労支援を行うため、ハローワークに就職支援ナビゲーター等を配置し、ハローワークと福祉事務所等とが連携して個々の児童扶養手当受給者等の状況、ニーズ等に応じたきめ細かな就労支援を行う生活保護受給者等就労自立促進事業を実施する。



母子・父子自立支援プログラムの様式例

(様式例1)

母子・父子自立支援プログラム

ケースNo.	面接日時	年 月 日 () () : ()	
	面接者名	申込形態	☐ 来所 ☐ 電話 ☐ 紹介 () ☐ その他 ()
氏 名		生年月日	年 月 日 (満 歳)
現 住 所	〒		
住民登録地	〒		
本籍地	〒		
経 歴	☐ 本人 ☐ 友人の紹介 (具体的に:) ☐ 家族・親族の紹介 (具体的に:) ☐ 当事者団体の紹介 (具体的に:) ☐ 警察・病院の紹介 (具体的に:) ☐ 福祉関連機関・施設の紹介 (具体的に:) ☐ その他 (具体的に:)		
福祉サービス 利用歴			
問題の進展・ 来所に至る 経緯	年月日	で き ご と	
前夫(前妻) との関係・養 育費	☐ 連絡有り (定期 ・ 不定期) ☐ 連絡無し 養育費の支払い ☐ 有り ☐ 無し(理由) 養育費の支払い請求の経験 ☐ 有り ☐ 無し(理由)		
負 債 状 況			
家 計 の 状 況			

	相 談 者	面 接 者
生活歴・現在 の生活状況		
子育て・保育 の状 況		
健康状態(家 族等も含む)		
職歴・資格等	主な職歴(勤続経験が長いもの)	
	主な転職理由	
	本人が「自分にとって向いていた」と考える職業とその理由	
	本人が「自分にとって不向きだった」と考える職業とその理由	
	本人が有する資格・免許等	
現在の職業	職種、仕事の内容	
	雇用形態・給与	
	勤務時間・処遇等	
	勤務年数	
	その他	
	相談内容・今後望むこと	面接者の見解
主 訴		

相談内容・今後望むこと		面接者の見解
健康について		
生活・住居について		
子育て・保育について		
収入について		
養育について		
仕事について		
その他		
自立目標		
自立・就労に対する阻害要因		支援方策

経過記録		
年月日	内 容	評価・助言内容